

# 平成 27 年第 2 回松川町議会定例会議事日程

平成 27 年 6 月 8 日 午後 1 時 00 分開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 専決処分事項の承認

承認第 1 号 自動車破損による損害賠償の額(町道古町境の沢線)について(専決第 1 号)

日程第 5 町長の報告

報告第 1 号 松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第 6 議案第 1 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 2 号 松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 3 号 平成 27 年度松川町一般会計補正予算(第 1 回)について

日程第 9 議案第 4 号 平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 10 議案第 5 号 平成 27 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 11 議案第 6 号 平成 27 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 12 議案第 7 号 平成 27 年度松川町発電事業特別会計予算について

日程第 13 議長の報告

- 請願 2 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願
- 請願 3 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 陳情 3 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

自動車破損による損害賠償の額（町道古町境の沢線）について  
(専決第1号)

平成27年 6月 8日 報告  
松川町長 深津 徹

平成27年 6月 8日 承認  
松川町議会議長 関 克 義

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年 5月25日

松川町長 深 津 徹

町は、自動車破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 515,358円

2 損害賠償の相手方 住所  
氏名



報告第 1 号

松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、松川町土地開発公社の経営状況を説明する書類を、別紙のとおり提出する。

平成27年6月8日報告

松川町長 深津 徹

平成 26年度

事業報告及び決算書

松川町土地開発公社

平成26年度 事業報告書  
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1 事業の概要

(1) 完成土地(南森林1区画)の分譲販売

2 監査に関する事項

平成26年 5月19日

・平成25年度事業会計決算に関する監査

3 庶務事項

(1) 理事会に関する事項

平成26年 5月23日

- ・平成25年度事業報告、決算、利益金について
- ・平成26年度事業計画、予算について
- ・理事長選出について

平成26年度 決算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)



平成26年度松川町土地開発公社事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 土地造成事業収益	0	0
	<hr/>	
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 土地造成事業原価	0	0
	<hr/>	<hr/>
事業総利益		0
3 販売費及び一般管理費		103,000
		<hr/>
事業損失		103,000
4 事業外収益		
(1) 受取利息	38,090	
(2) 雑収益	0	38,090
	<hr/>	
5 事業外費用		
(1) 雑損失	0	0
	<hr/>	<hr/>
経常損失		64,910
当期純損失		<hr/> <hr/> 64,910

平成26年度松川町土地開発公社事業貸借対照表

(平成27年度3月31日)

(単位:円)

【資産の部】

1 流動資産

(1) 現金及び預金	54,478,655	
(2) 事業未収金	0	
(3) 公有用地	0	
(4) 完成土地等		
ア 南森林住宅地	7,630,000	
(5) 開発中土地	0	
流動資産合計		62,108,655

2 固定資産

(1) 投資その他の資産		
ア 長期性預金	3,500,000	
固定資産合計		3,500,000
資産合計		65,608,655

【負債の部】

1 流動負債

(1) 未払金 0

(2) 短期借入金 0

流動負債合計 0

2 固定負債

(1) 長期借入金 0

(2) 引当金 0

固定負債合計 0

負債合計 0

【資本の部】

1 資本金

(1) 基本財産 3,500,000

資本金合計 3,500,000

2 準備金

(1) 前期繰越準備金 54,543,565

(2) 当期純損失 64,910

準備金合計 54,478,655

完成土地等 7,630,000

開発中土地 0

資本合計 65,608,655

負債資本合計 65,608,655

松川町土地開発公社財産目録

(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

区 分		適 用		金 額	
資 産 の 部	流動資産	現金及び預金	普通預金(八十二銀行)	3,478,655	54,478,655
			定期預金(八十二銀行)	51,000,000	
		未収金		0	0
		完成土地等	南森林住宅地 1区画	7,630,000	7,630,000
		開発中土地		0	0
	流動資産合計				62,108,655
	固定資産	基本財産	定期預金(八十二銀行)	3,500,000	3,500,000
資産の部合計				65,608,655	
負 債 の 部	流動負債	未払金		0	
		短期借入金		0	
	流動負債合計			0	
差引純資産				65,608,655	

## 平成26年度松川町土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュフロー	
公有地取得事業収入	0
土地造成事業収入	0
その他事業収入	0
公有地取得事業支出	0
土地造成事業支出	0
その他事業支出	0
人件費支出	△ 5,000
その他の業務支出	△98,000
小計	<u>△103000</u>
利息等の受取額	38,090
利息等の支払額	0
事業活動によるキャッシュフロー	<u>△64,910</u>
II 投資活動によるキャッシュフロー	
投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金による収入	0
短期借入金返済による支出	0
長期借入金による収入	0
長期借入金返済による支出	0
財務活動によるキャッシュフロー	<u>0</u>
IV 現金及び現金同等物減少額	<u>△64,910</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>54,543,565</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u>54,478,655</u>

## 現金及び預金明細表

(単位:円)

科目	種類	金額	摘要
預金	普通	3,478,655	
	定期	51,000,000	
合計		54,478,655	

## 完成土地等明細表

(単位:円)

地区名	期首残高		当期増加額								当期減少額		期末残高	
	面積(m <sup>2</sup> )	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積(m <sup>2</sup> )	金額	面積(m <sup>2</sup> )	金額
南森林住宅地No5	296.91	7,630,000											296.91	7,630,000
合計	296.91	7,630,000											296.91	7,630,000

## 資本金明細表

(単位:円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	松川町	3,500,000	
計			

## 事業収益明細表

(単位:円)

科目	金額	摘要
土地造成事業収益	0	完成土地等売却収益
合計	0	

## 事業原価明細表

(単位:円)

科目	金額	摘要
土地造成事業原価	0	完成土地等売却原価
合計	0	

平成26年度 利益金処分計算書

1 当期末処分利益金

(1)前期繰越準備金	54,543,565 円
(2)当期純損失	64,910 円
計	54,478,655 円

2 次期繰越準備金

次期繰越準備金	54,478,655 円
---------	--------------

平成26年度

松川町土地開発公社会計決算監査の結果報告について

松川町土地開発公社定款第7条第5項により、平成27年4月17日

理事長から提出された平成26年度事業報告、損益計算書、貸借対照表、財産目録

キャッシュ・フロー計算書、附属明細表の各事項について監査を実施した結果、

その内容が適正であることを認めました。

平成27年4月17日

松川町土地開発公社

理事長 深津 徹 様

監事

佐々木 光男 印

米山 由子 印



平成 2 7 年 度

事業計画及び予算書

松川町土地開発公社

## 平成27年度 事業計画について

平成27年度 松川町土地開発公社事業計画は次のとおりとする。

1. 南森林住宅地完成土地の分譲販売
2. 町事業用地取得に伴う、先・代行買収

## 平成27年度 予算について

平成27年度松川町土地開発公社の予算は次のとおりとする。

# 平成27年度松川町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成27年度松川町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおり定める。

(1) 南森林住宅地完成土地1区画の分譲販売。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入		
第1款	事業収益	5,830 千円
第1項	公有地取得事業収益	0 千円
第2項	土地造成事業収益	5,830 千円
第2款	事業外収益	10 千円
第1項	受取利息	10 千円
収 入 合 計		5,840 千円

支 出		
第1款	事業原価	0 千円
第1項	公有地取得事業原価	0 千円
第2項	土地造成事業原価	0 千円
第2款	販売費及び一般管理費	492 千円
第1項	販売費及び一般管理費	492 千円
支 出 合 計		492 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入		
第1款	資本的収入	0 千円
第1項	借入金	0 千円
収 入 合 計		0 千円

支 出		
第1款	資本的支出	0 千円
第1項	公有地取得事業費	0 千円
第2項	土地造成事業費	0 千円
支 出 合 計		0 千円

議案第1号

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年 6月 8日 提出  
松川町長 深津 徹

平成27年 6月18日 可決  
松川町議会議長 関 克 義

## 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

松川町国民健康保険税条例（昭和 44 年松川町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 4.80」を「100 分の 5.85」に改める。

第 5 条中「13,000 円」を「15,000 円」に改める。

第 5 条の 2 中「10,300 円」を「13,300 円」に「5,150 円」を「6,650 円」に「7,650 円」を「9,975 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 3.10」を「100 分の 3.40」に改める。

第 7 条の 2 中「9,300 円」を「9,500 円」に改める。

第 7 条の 3 中「7,300 円」を「7,800 円」に「3,650 円」を「3,900 円」に「4,875 円」を「5,850 円」に改める。

第 9 条の 2 中「9,000 円」を「9,500 円」に改める。

第 9 条の 3 中「6,000 円」を「6,500 円」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号中「9,100 円」を「10,500 円」に、「7,210 円」を「9,310 円」に、「3,605 円」を「4,655 円」に、「5,355 円」を「6,983 円」に、「6,510 円」を「6,650 円」に、「5,110 円」を「5,460 円」に、「2,555 円」を「2,730 円」に、「3,412 円」を「4,095 円」に、「6,300 円」を「6,650 円」に、「4,200 円」を「4,550 円」に改め、同項第 2 号中「6,500 円」を「7,500 円」に、「5,150 円」を「6,650 円」に、「2,575 円」を「3,325 円」に、「3,825 円」を「4,988 円」に、「4,650 円」を「4,750 円」に、「3,650 円」を「3,900 円」に、「1,825 円」を「1,950 円」に、「2,437 円」を「2,925 円」に、「4,500 円」を「4,750 円」に、「3,000 円」を「3,250 円」に改め、同項第 3 号中「2,600 円」を「3,000 円」に、「2,060 円」を「2,660 円」に、「1,030 円」を「1,330 円」に、「1,530 円」を「1,955 円」に、「1,860 円」を「1,900 円」に、「1,460 円」を「1,560 円」に、「730 円」を「780 円」に、「975 円」を「1,170 円」に、「1,800 円」を「1,900 円」に、「1,200 円」を「1,300 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	1.975	2.125		4.10	有	
補正前	1.975	2.125		4.10	有	
国の制度	1.975	2.125		4.10	有	

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.1	
支給対象職員の比率 (%) (平成27年6月1日現在)	20.20	20.20	
代表的な特殊勤務手当の名称	バス運転手手当	バス運転手手当	

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	



## 平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,605,482千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 6月 8日 提 出  
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 6月 18日 可 決  
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		335,780	△940	334,840
	1 国民健康保険税	335,780	△940	334,840
4 療養給付費交付金		65,567	1,120	66,687
	1 療養給付費交付金	65,567	1,120	66,687
9 繰入金		92,591	10,000	102,591
	1 他会計繰入金	92,591	10,000	102,591
10 繰越金		59,860	△9,860	50,000
	1 繰越金	59,860	△9,860	50,000
歳入合計		1,605,162	320	1,605,482

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 2. 予備費		1,227	320	1,547
	1 予備費	1,227	320	1,547
歳出合計		1,605,162	320	1,605,482

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	335,780	△940	334,840
4 療養給付費交付金	65,567	1,120	66,687
9 繰入金	92,591	10,000	102,591
10 繰越金	59,860	△9,860	50,000
歳入合計	1,605,162	320	1,605,482

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	919,365	0	919,365	0	0	11,120	△11,120
12 予備費	1,227	320	1,547	0	0	0	320
歳出合計	1,605,162	320	1,605,482	0	0	11,120	△10,800

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項	科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	国民健康保険税	335,780	△940	334,840			
1	国民健康保険税	335,780	△940	334,840			
1	一般被保険者国民健康保険税	311,200	1,140	312,340	1 医療給付費分現年課税分	△450	一般被保険者医療給付費分減 △450
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	1,710	一般被保険者後期高齢者支援金分増 1,710
					3 介護納付金分現年課税分	△120	一般被保険者介護納付金分減 △120
2	退職被保険者等国民健康保険税	24,580	△2,080	22,500	1 医療給付費分現年課税分	△350	退職被保険者医療給付費分減 △350
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△770	退職被保険者後期高齢者支援金分減 △770
					3 介護納付金分現年課税分	△960	退職被保険者介護納付金分減 △960
4	療養給付費交付金	65,567	1,120	66,687			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 療養給付費交付金	65,567	1,120	66,687			
	1 療養給付費交付金	65,567	1,120	66,687	1 現年度分	1,120	療養給付費交付金増 1,120
9	繰入金	92,591	10,000	102,591			
	1 他会計繰入金	92,591	10,000	102,591			
	2 基金繰入金	0	10,000	10,000	1 財政調整基金繰入金	10,000	財政調整基金繰入金 10,000
10	繰越金	59,860	△9,860	50,000			
	1 繰越金	59,860	△9,860	50,000			
	1 繰越金	59,860	△9,860	50,000	1 繰越金	△9,860	繰越金減 △9,860
	計	1,605,162	320	1,605,482			

### 3. 歳出

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
					特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2	保険給付費	919,365	0	919,365			11,120	△11,120			
	1 療養諸費	819,366	0	819,366			11,120	△11,120			
	1 一般被保険者療養給付費	737,175	0	737,175			10,000	△10,000			財源補正
	2 退職被保険者等療養給付費	64,047	0	64,047			1,120	△1,120			財源補正
12	予備費	1,227	320	1,547				320			
	1 予備費	1,227	320	1,547				320			
	1 予備費	1,227	320	1,547				320			
	計	1,605,162	320	1,605,482			11,120	△10,800			

議案第5号

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,417千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,286,517千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 6月 8日 提 出  
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 6月 18日 可 決  
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		313,456	1,517	314,973
	2 国庫補助金	94,624	1,517	96,141
4 支払基金交付金		351,065	382	351,447
	1 支払基金交付金	351,065	382	351,447
5 県支出金		176,600	759	177,359
	3 県補助金	9,416	759	10,175
7 繰入金		180,964	759	181,723
	1 一般会計繰入金	180,964	759	181,723
歳入合計		1,283,100	3,417	1,286,517



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,599	86	12,685
	2 徴収費	1,693	86	1,779
5 地域支援事業費		79,722	4,325	84,047
	2 介護予防事業費	24,176	1,317	25,493
	3 包括的支援事業・任意事業費	32,582	3,008	35,590
6 予備費		2,500	△994	1,506
	1 予備費	2,500	△994	1,506
歳 出 合 計		1,283,100	3,417	1,286,517

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	313,456	1,517	314,973
4 支払基金交付金	351,065	382	351,447
5 県支出金	176,600	759	177,359
7 繰入金	180,964	759	181,723
歳入合計	1,283,100	3,417	1,286,517

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	12,599	86	12,685	0	0	0	86
5 地域支援事業費	79,722	4,325	84,047	2,276	0	1,141	908
6 予備費	2,500	△994	1,506	0	0	0	△994
歳 出 合 計	1,283,100	3,417	1,286,517	2,276	0	1,141	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
3	国庫支出金	313,456	1,517	314,973			
	2 国庫補助金	94,624	1,517	96,141			
	6 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	5,710	329	6,039	1 現年度分	329	地域支援事業交付金 (介護予防事業) 増 329
	7 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	13,141	1,188	14,329	1 現年度分	1,188	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業) 増 1,188
4	支払基金交付金	351,065	382	351,447			
	1 支払基金交付金	351,065	382	351,447			
	2 地域支援事業支援交付金	6,622	382	7,004	1 現年度分	382	地域支援事業交付金 (介護予防事業) 増 382
5	県支出金	176,600	759	177,359			
	3 県補助金	9,416	759	10,175			
	2 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	2,850	165	3,015	1 現年度分	165	地域支援事業交付金 (介護予防事業) 増 165

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		3 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	6,566	594	7,160	1 現年度分	594	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業) 増 594
7 繰入金			180,964	759	181,723			
1 一般会計繰入金			180,964	759	181,723			
		2 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	1,334	165	1,499	1 現年度分	165	地域支援事業繰入金 (介護予防事業) 増 165
		3 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	6,523	594	7,117	1 現年度分	594	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業) 増 594
計			1,283,100	3,417	1,286,517			

3. 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
		1総務費	12,599	86	12,685				86			
		2徴収費	1,693	86	1,779				86			
		1賦課徴収費	1,693	86	1,779				86	11需用費	46	介護保険制度改正負担割合証増 46
										13委託料	40	介護保険制度改正負担割合証印刷業務委託料増 40
		5地域支援事業費	79,722	4,325	84,047	2,276		1,141	908			
		2介護予防事業費	24,176	1,317	25,493	494		547	276			
		1二次予防事業対象者施策事業費	23,422	1,317	24,739	494		547	276	7賃 金	729	生活機能評価ハイリスク者訪問員賃金増 729
										8報償費	388	コミカフェ運動指導士謝金増 388
										12役務費	200	老人福祉センター(コミカフェ)廃棄物処理手数料増 200
		3包括的支援事業・任意事業費	32,582	3,008	35,590	1,782		594	632			
		1介護予防ケアマネジメント事業費	3,877	3,008	6,885	1,782		594	632	4共済費	410	再雇用職員社会保険料増 410

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国庫支出金	地方債	その他				
										7賃金	2,598	再雇用職員賃金増 2,598
		6予備費	2,500	△994	1,506				△994			
		1予備費	2,500	△994	1,506				△994			
		1予備費	2,500	△994	1,506				△994			
		計	1,283,100	3,417	1,286,517	2,276		1,141				

議案第6号

## 平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年 6月 8日 提 出  
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 6月 18日 可 決  
松川町議会議長 関 克 義



第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		18,530	300	18,830
	1 公共下水道事業費	18,530	300	18,830
4 予備費		496	△350	146
	1 予備費	496	△350	146
5 諸支出金		50	50	100
	1 償還金及還付加算金	50	50	100
歳出合計		292,187	0	292,187

歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事業費	18,530	300	18,830	0	0	0	300
4 予備費	496	△350	146	0	0	0	△350
5 諸支出金	50	50	100	0	0	0	50
歳出合計	292,187	0	292,187	0	0	0	0

2. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他						
款 項	目											
2	事業費	18,530	300	18,830				300				
	1	公共下水道事業費	18,530	300	18,830							
		1	公共下水道事業費	18,530	300	18,830			300	13委託料	300	処理場耐震診断委託料増 300
4	予備費	496	△350	146				△350				
	1	予備費	496	△350	146			△350				
		1	予備費	496	△350	146		△350			△350	
5	諸支出金	50	50	100				50				
	1	償還金及還付加算金	50	50	100			50				
		1	下水道使用料金還付金	50	50	100		50	23償還金利子及び割引料	50	過年度使用料金還付金増 50	
	計	292,187	0	292,187								

議案第7号

## 平成27年度 松川町発電事業特別会計予算

平成27年度松川町発電事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年 6月 8日 提 出  
松 川 町 長 深 津 徹

平成27年 6月 18日 可 決  
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 発電収入		2,610
	1 発電収入	2,610
2 繰入金		59,591
	1 繰入金	59,591
歳入合計		62,201

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		60,736
	1 事業費	60,736
2 諸支出金		1,365
	1 繰出金	1,365
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		62,201

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 発電収入	2,610	0	2,610
2 繰入金	59,591	0	59,591
歳入合計	62,201	0	62,201

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	60,736	0	60,736	0	0	60,736	0
2 諸支出金	1,365	0	1,365	0	0	1,365	0
3 予備費	100	0	100	0	0	100	0
歳出合計	62,201	0	62,201	0	0	62,201	0

## 2. 歳入

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 発電収入	2,610	0	2,610			
1 発電収入	2,610	0	2,610			
1 太陽光発電売電収入	2,610	0	2,610	1 太陽光発電売電収入	2,610	太陽光発電売電収入 2,610
2 繰入金	59,591	0	59,591			
1 繰入金	59,591	0	59,591			
1 繰入金	59,591	0	59,591	1 一般会計繰入金	59,591	一般会計繰入金 59,591
計	62,201	0	62,201			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源		その他	一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債					
1事業費	60,736	0	60,736			60,736				
1事業費	60,736	0	60,736			60,736				
1太陽光発電事業費	60,736	0	60,736			60,736				
							11需用費	95	消耗品費 電気料 修繕費	30 25 40
							12役務費	19	火災保険料	19
							13委託料	691	設計審査、施工監理業務	691
							15工事請負費	58,000	太陽光発電設備3箇所	58,000
							19負担金補助 及び交付金	900	中電接続工事負担金	900
							28繰出金	1,031	一般会計繰出金(収益分)	1,031
2諸支出金	1,365	0	1,365			1,365				
1繰出金	1,365	0	1,365			1,365				
1繰出金	1,365	0	1,365			1,365	28繰出金	1,365	一般会計繰出金(償還分)	1,365
3予備費	100	0	100			100				

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
		1 予備費	100	0	100			100				
		1 予備費	100	0	100			100				
		計	62,201	0	62,201			62,201				





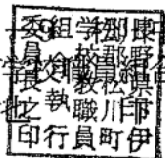
国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める 2 号

意見書提出に関する請願書

2015年 5月 22日

長野県下伊那郡松川町議会議長  
関 克義 様

請願人 (住所) 松川町元大島 3732  
(団体) 長野県下伊那郡松川町  
代表者名 若尾 哲



紹介議員 黒澤 哲郎



【請願趣旨】

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人以下学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げよう求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

【請願理由】

現在の学校や子どもをとりまく様々な課題が増加する中、35 人以下学級の実現など教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

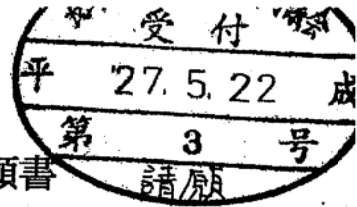
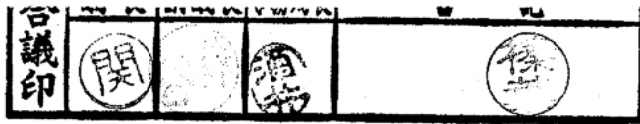
国においては国民的な強い要求に支えられ、2011 年度義務教育標準法の改定を行い、30 年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012 年度は小 2 への 35 人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013 年、2014 年とも 35 人以下学級の動きは止められ、2015 年度予算編成では、35 人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では 2013 年度に 35 人以下学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において 35 人以下学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないために財政的な負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に 35 人以下学級を実現する必要があります。

また、長野県では少子化がすすむ中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的な負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現させるため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくよう請願いたします。



「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

2015年 5月22日

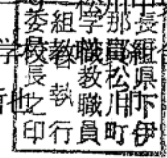
長野県下伊那郡松川町議会議長

関 克義 様

請願者 (住所) 松川町元大島3732-9-1 松川中央小学校内

(団体) 長野県下伊那郡松川町学校教職員組合

代表者名 若尾 哲也



紹介議員 黒澤 哲郎



〔請願事項〕

平成28年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。


〔請願理由〕

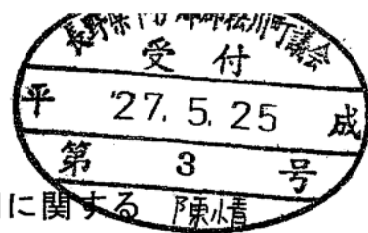
義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。そしてこの原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年(昭和28年)に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担になるようになり、教育の機会均等や教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、子どもたちがどこに住んでいても自治体の財政力に左右されず、等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択を是非お願いいたします。

合 議 印	議 長	副 議 長	事 務 局 長	書 記
				



年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する 陳情  
意見書の採択を求める陳情書

2015年5月25日

松川町議会

議長 関 克義 殿

陳情者

氏名 日本労働組合総連合会長野県連合会  
会長 中山 千弘

住所 長野県長野市県町 532-3


電話 026-234-1626

氏名 日本労働組合総連合会長野県連合会  
飯田地域協議会

議長 中島 修司

住所 長野県飯田市丸山町 1-8-6

電話 0265-24-0030

居住者 佐々木 昭彦 

住所 長野県下伊那郡松川町 元大島 1995-1

電話 0265-36-5290

陳情主旨

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

また、日頃は当長野県連合会の活動に対しまして、ご高配を賜っておりますことに深く感謝申しあげます。

さて、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を

行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、2015年6月の貴議会において別紙の内容を柱とする意見書を採択の上、国会および関係行政庁に提出くださいますよう、要請申し上げます。

敬具

# 平成 27 年第 2 回松川町議会定例会(第 11 日目)議事日程

平成 27 年 6 月 18 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 議案第 1 号  | 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 2  | 議案第 3 号  | 平成 27 年度松川町一般会計補正予算(第 1 回)について               |
| 日程第 3  | 議案第 4 号  | 平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について       |
| 日程第 4  | 議案第 5 号  | 平成 27 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について         |
| 日程第 5  | 議案第 6 号  | 平成 27 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について        |
| 日程第 6  | 議案第 7 号  | 平成 27 年度松川町発電事業特別会計予算について                    |
| 日程第 7  | 町長の報告    |  |
|        | 報告第 2 号  | 自動車破損による損害賠償の額(町道 159 号線)について(専決第 2 号)       |
|        | 報告第 3 号  | 自動車破損による損害賠償の額(町道 323 号線)について(専決第 3 号)       |
| 日程第 8  | 請願・陳情の審査 |  |
|        | 請願 2     | 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願   |
|        | 請願 3     | 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願                       |
|        | 陳情 3     | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情 |
| 日程第 9  | 発議第 1 号  | 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について    |
| 日程第 10 | 発議第 2 号  | 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について               |
| 日程第 11 | 発議第 3 号  | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について   |

日程第 12 発議第 4 号 松川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 13 発議第 5 号 松川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 継続審査・調査について

日程第 15 町長あいさつ

閉会宣告

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

自動車破損による損害賠償の額（町道159号線）について

（専決第2号）

平成27年 6月18日 報告  
松川町長 深津 徹

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

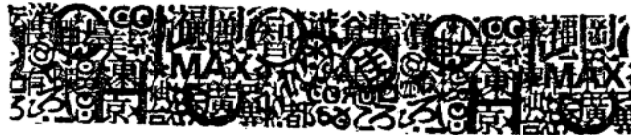
平成27年 6月 2日

松川町長 深 津 徹

町は、自動車破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 17,127円

2 損害賠償の相手方 住所  
氏名





報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

自動車破損による損害賠償の額（町道323号線）について

（専決第3号）

平成27年 6月18日 報告  
松川町長 深津 徹

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年 6月 5日

松川町長 深 津 徹

町は、自動車破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 99,803円

2 損害賠償の相手方 住所  
氏名



発議第1号

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに  
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成27年6月18日 提出

提出者	松川町議会議員	米山	由子
賛成者	松川町議会議員	熊谷	宗明
	同	坂本	勇治
	同	白川	靖浩
	同	島田	弘美
	同	加賀田	亮

平成27年6月18日 可決  
松川町議会議長 関 克義

## 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

現在の学校や子どもをとりまくさまざまな課題が増加する中、35人以下学級の実現など教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

国においては国民的な強い要求に支えられ、2011年度義務教育標準法の改定を行い、30年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012年度は小2への35人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013年、2014年とも35人以下学級の動きは止められ、2015年度予算編成では、35人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では2013年度に35人以下学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において35人以下学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないために財政的な負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人以下学級を実現する必要があります。

また、長野県では少子化がすすむ中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的な負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても行届いた教育を実現させるため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請します。

### 記

- 1 国の責任において計画的に35人以下学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣宛

長野県松川町議会

発議第 2 号

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに  
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 27 年 6 月 18 日 提出

提出者	松川町議会議員	島田	弘美
賛成者	松川町議会議員	熊谷	宗明
	同	坂本	勇治
	同	白川	靖浩
	同	米山	由子
	同	加賀田	亮

平成 27 年 6 月 18 日 可 決  
松川町議会議長 関 克 義

## 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

### 記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣宛

長野県松川町議会

発議第 3 号

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに  
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 27 年 6 月 18 日 提出

提出者	松川町議会議員	加賀田	亮
賛成者	松川町議会議員	熊谷	宗明
	同	坂本	勇治
	同	白川	靖浩
	同	米山	由子
	同	島田	弘美

平成 27 年 6 月 18 日 可決  
松川町議会議長 関 克 義

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する  
意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方向的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、合議制の理事会を創設するなど責任の所在を明確にすること。
3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣 宛

長野県松川町議会



発議第 4 号

松川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

松川町議会会議規則（昭和 31 年松川町議会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日 提出

提出者	松川町議会議員	黒澤	哲郎
賛成者	松川町議会議員	白川	靖浩
	同	島田	弘美
	同	米山	俊孝
	同	森谷	岩夫
	同	熊谷	宗明

平成 27 年 6 月 18 日 可決  
松川町議会議長 関 克 義

## 松川町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

松川町議会会議規則（昭和 31 年松川町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える

- 2 議員が出産のために出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

### 附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

発議第 5 号

松川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松川町議会委員会条例（昭和 63 年松川町条例第 12 号）の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日 提 出

提出者	松川町議会議員	黒澤	哲郎
賛成者	松川町議会議員	白川	靖浩
	同	島田	弘美
	同	米山	俊孝
	同	森谷	岩夫
	同	熊谷	宗明

平成 27 年 6 月 18 日 可 決  
松川町議会議長 関 克 義

## 松川町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

松川町議会委員会条例（昭和 63 年松川町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務産業建設委員会 7人

総務課、会計室、まちづくり政策課、議会事務局、産業観光課、建設課及び環境水道課の所管に属する事項並びに他の委員会に属さない事項に関する事項の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

(2) 社会文教委員会 7人

住民税務課、保健福祉課、こども課及び生涯学習課の所管に属する事項の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の総務社会委員は社会文教委員に、産業建設委員は総務産業建設委員となるものとし、当該新委員会の委員の任期は、それぞれ当該委員会の委員の残任期間とする。